

君津市久留里観光交流センターの指定管理者の指定について

君津市久留里観光交流センターの指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所
- 2 施設の位置 君津市久留里市場 195 番 4
- 3 指定管理者 千葉県君津市久留里市場 861 番地の 1
久留里商店街振興組合・君津市観光協会君津市久留里観光交流センター
一管理共同事業体
代表者 久留里商店街振興組合 代表理事 田中徹
- 4 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木洋邦

君津市久留里観光交流センターの指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 久留里商店街振興組合・君津市観光協会君津市久留里観光交流センター
管理共同事業体
- 2 代 表 者 久留里商店街振興組合 代表理事 田中徹
- 3 所 在 地 千葉県君津市久留里市場 861 番地の 1
- 4 構成団体 (1) 千葉県君津市久留里市場 861 番地の 1
久留里商店街振興組合
(2) 千葉県君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
君津市観光協会
- 5 設 立 日 平成 28 年 1 月 14 日
- 6 構成団体の概要
- (1) 久留里商店街振興組合
- ア 設 立 日 平成 6 年 3 月 8 日
- イ 目 的 等 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- 目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 組合員及び一般公衆の利便を図るための商店街環境整備事業
- (2) 組合員の取扱品の販売又は役務の提供のためにするスタンプ券の発行及びこれに関連する事業
- (3) 組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導
- (4) 組合員の事業の発展に資するためにする組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言
- (5) 組合員が建築協定を締結する場合における斡旋
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
- (7) 組合員及び従業員の福利厚生に関する事業

(8) 前各号の事業に附帯する事業

ウ 構成員 会員48人

(2) 君津市観光協会

ア 設立日 平成7年7月7日

イ 目的等 この会は、君津市における観光に関する計画を推進し、観光資源の開発、観光施設の整備保存を図ることにより、活力ある観光地づくりを促進し、もって市民生活及び公共の福祉の向上を図るとともに地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。

目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発

(2) 観光地の環境美化

(3) 観光に関する市民意識の普及向上

(4) 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援

(5) 観光地の宣伝、紹介

(6) 観光施設の管理運営等による観光情報の提供

(7) 地方公共団体及び公共的団体の委託を受けて行う観光振興事業
及び観光関連施設の管理運営

(8) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

ウ 構成員 会員288人